

目標設定型排出量取引制度の第4削減計画期間に適用する事項

①排出量の算定

排出量の算定に用いる排出係数は、以下のとおりとする。ただし、基準排出量の算定は、第3削減計画期間と同一の係数を使用し、同一の算定方法で行う。

ア 他人から供給されたエネルギーのうち、電気、熱及び都市ガスの小売事業者から供給されたものの使用に伴う二酸化炭素の排出量

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第3項で定める「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法」に基づく温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第20条の2に基づき温室効果ガス排出量の「算定・報告・公表制度」で公表される事業者ごとの係数（実排出係数）を使用する。同制度で公表される事業者ごとの係数において、供給を受けた小売事業者の係数が定められていない場合は、代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数を使用する。

イ 他人から供給された電気、熱及び都市ガスのうち、ア以外のものの使用に伴う二酸化炭素の排出量

制度対象事業者が単位供給量当たりの排出係数を作成して使用する。

ウ ア及びイ以外の燃料等の使用に伴う二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出量
国がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）で定める値を使用する。

②エネルギー使用量の算定

エネルギー使用量の算定対象となる排出活動は、化石燃料の燃焼等、他人から供給された電気及び熱の使用、非化石燃料の燃焼等及び自然界に存在する熱の使用並びに再生可能エネルギーにより自家発電した電気の使用とする。

燃料の単位発熱量並びに電気及び熱の一次エネルギー換算係数は、国が省エネ法で定める値を使用する。

なお、制度対象事業所の該当要件を判断するエネルギー使用量（規模判定エネルギー使用量）の算定対象とする排出活動は、第3削減計画期間と同様に化石燃料の燃焼等並びに他人から供給された電気及び熱の使用とする。

③目標削減率

第4削減計画期間における目標削減率は以下のとおりとする。

事業所の種類		目標削減率（期間平均）			
		第1削減 計画期間 (H23～H26)	第2削減 計画期間 (H27～R1)	第3削減 計画期間 (R2～R6)	第4削減 計画期間 (R7～R11)
1 区 分	事務所、店舗、 熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	15%	22%	50%* ¹
	上記のうち、他 人から供給され た熱の割合が2 割以上であるも の(1-2区分)	6%	13%	20%	48%* ¹
2 区 分	第1区分以外の事 業所（工場、浄水 場、下水処理場等）	6%	13%	20%	48%* ¹

*1 第4削減計画期間の目標削減率には、エネルギー供給側の再生可能エネルギー利用等による電力排出係数改善の削減相当分（16%）を含む。

④目標削減率の配慮事項*²

③によらず、平成24年度以降に制度対象事業所に該当した事業所にあつては、第4削減計画期間（令和7年度から令和11年度）の目標削減率については、制度対象事業所に該当した年度から4か年度に満たない期間に限り第1削減計画期間に適用される目標削減率に16%を加えた値（24%又は22%）、5か年度から9か年度に満たない期間に限り第2削減計画期間に適用される目標削減率に16%を加えた値（31%又は29%）、10か年度から14か年度に満たない期間に限り第3削減計画期間に適用される目標削減率に16%を加えた値（38%又は36%）を適用する。

*2 第4削減計画期間からの実排出係数による排出量算定への移行を考慮し、第1から第3削減計画期間の目標削減率に相当する目標削減率については、エネルギー供給側の再生可能エネルギー利用等による削減相当分（16%）を加えるものとする。

⑤中小企業等への対応*³

第4削減計画期間における目標削減率が適用される制度対象事業所のうち、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者等が設置する事業所にあつては、目標削減率を4%減ずる。

⑥医療施設への対応*³

第4削減計画期間における目標削減率が適用される制度対象事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるものと認められた事業所については、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠であることを考慮し、目標削減率を2%減ずる。

⑦電気の原油換算エネルギー使用量が事業所全体の20%未満の事業所への対応*³

県が定める一定期間において、電気の原油換算エネルギー使用量が事業所全体の原油換算エネルギー使用量の平均20%未満、かつ第3削減計画期間の期間を通じた削減率が第4削減計画期間の目標削減率未満の制度対象事業所のうち、当該事業所の設備の電化を進めることが困難である相当な理由があると県が認めた事業所については、目標削減率を3%減ずる。

*³ ⑤、⑥及び⑦の措置は重複して適用されないものとする。

⑧グリーン電力・熱証書、非化石証書及び森林吸収量の利用

事業者が調達するグリーン電力・熱証書及び非化石証書及び森林吸収量によるCO₂削減効果を特定し、制度対象事業所の排出量算定においてその量を控除可能とする。

- ・利用できる非化石証書は、「FIT 非化石証書」及び「非FIT 非化石証書（再エネ指定）」とする。
- ・利用できる森林吸収量は、「埼玉県森林吸収量認証制度」及び「J-クレジット制度（森林管理に係るもの）」に基づき認証された吸収量とする。
- ・グリーン電力・熱証書及び非化石証書によるCO₂削減効果は、温室効果ガス排出量の「算定・報告・公表制度」における調整後排出係数の算出に用いる非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量と同様の算定により、削減量に換算する。

⑨自己託送したエネルギーの取扱い*⁴

再生可能エネルギー（電気及び熱）を自己託送し使用（自家消費）した場合、エネルギー使用量の算定対象とするが、排出係数をゼロとして扱う。

再生可能エネルギー以外の電気及び熱を事業所外から自己託送した場合、エネルギー使用量及び排出量の算定対象とし、第3削減計画期間の事業所外供給と同様に、単位供給量当たりの排出係数を作成して使用する。

*⁴ 自己託送の考え方は「自己託送に係る指針（経済産業省）」に準ずることとし、グループ企業間等の託送についても、自己託送として扱う。

⑩超過削減量の算定

アからイを減じて得た量にウを乗じた量を発行する。ただし、基準排出量に65%を乗じた量から目標削減量を減じた量を上限とする。

- ア 削減量（基準排出量から排出量を減じて得た量）
- イ 目標削減量（基準排出量に目標削減率を乗じた量）

ウ 省エネルギー対策及び再生可能エネルギー利用（証書等の利用及びエネルギー供給側の再生可能エネルギー利用等による電力排出係数改善によるものを除く）による削減量のアに占める割合

$$\text{超過削減量クレジット} = \left[\begin{array}{cc} \text{(ア)} & \text{(イ)} \\ \text{削減量} & - \text{目標削減量} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{c} \text{(ウ)} \\ \text{省エネ・再エネ導入による} \\ \text{削減量} \end{array}}{\text{削減量}}$$

※ ただし、基準排出量の65%から目標削減量を減じた量を上限とする。

⑪優良大規模事業所に対する措置

県が優良大規模事業所として認定した制度対象事業所にあつては、以下のア又はイの措置のいずれかを選択できるものとする。

ア 目標削減率を緩和する（トップレベル事業所：5分の3、準トップレベル事業所：5分の4）。

イ 発行できる超過削減量の上限を、基準排出量に100%を乗じた量から目標削減量を減じた量とする。

⑫優良大規模事業所認定の基準

認定に係る評価項目は、最新技術の動向を踏まえ追加や見直しを実施する。市場に十分に普及している機器等に関する項目は廃止する。

また、再生可能エネルギーの利用に関する項目及び事業所のゼロカーボン化その他先進的な取組の項目を追加する。

⑬省エネ法に関する措置

制度対象事業者が省エネ法に規定する連携省エネルギー計画の認定を受け、それに基づき国に定期報告書で連携省エネルギー措置による省エネ効果を報告した場合、当該省エネ効果に相当するCO₂削減量を目標達成のため充当可能とする。

充当に利用した省エネ効果について、連携省エネルギー計画において別の制度対象事業者の排出量の増加が報告されている場合は、当該事業者の大規模事業所のCO₂排出量を増加するものとする。